

地球温暖化対策に関する提言

地球温暖化の進行は、生物多様性に関わる重大な危機をもたらし、私たちの生存基盤を脅かす深刻な問題であり、昨年6月のハイリゲンダムサミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させることなどを真剣に検討するという合意がなされたところである。また、今年7月の北海道洞爺湖サミットに向けて、我が国には強力なリーダーシップをとることが求められている。

地球温暖化対策を推進するためには、国、地方公共団体、事業者、国民などあらゆる主体の一層の努力が必要であり、力を合わせて真剣に取り組まなければ成果は上がらない。

こうした観点から、全国知事会では国、地方公共団体及び産業界や国民の連携のあり方等について検討を行い、今般、北海道洞爺湖サミットへ向けて国への提言を取りまとめた。国においては、京都議定書の目標達成はもとより将来の温室効果ガスの大幅な削減に向けて、地球温暖化対策として下記の項目について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 京都議定書において我が国に義務づけられた削減目標を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組んでいくとともに、実効性ある対策を推進するための必要な財源の確保、制度の整備に努めること。
また、温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、京都議定書に定める第一約束期間以降の中長期的な目標を早期に策定すること。
- 2 国内排出量取引制度やカーボン・オフセットなどのシステムについては、温室効果ガスの実質的な削減に結びつくようなものとして構築し、その普及に取り組むこと。また、中小企業における省エネ対策などの取組への支援策を充実すること。
- 3 地球温暖化防止に向けた国民運動をより効果的・効率的に推進するため、その企画立案実施に当たっては、国、都道府県、市町村、産業界、マスコミ等を交えて検討すること。また、地方公共団体、マスコミ等と連携して施策を実施すること。
- 4 新エネルギーについては、開発・導入費の助成のほか、RPS法の導入目標の引き上げやグリーン電力証書を排出削減量として認証する制度の創設、発電された電力の買い取り価格の引き上げなど、新エネルギー開発・導入に係る事業の採算性を確保できる仕組みを構築し、その普及を促進すること。また、バイオエタノール燃料については、製造段階から流通段階までを通じて、その普及促進を図るためのシステムを構築すること。
- 5 地球温暖化対策の推進のためには、国民一人一人の意識の変革が重要であることから、環境面から社会システムのあり方や、24時間営業やジャストインタイム輸送等の過剰なサービス、国民のライフスタイル、ワークスタイルの見直しについて、働きかけを行うこと。
- 6 森林は、二酸化炭素吸収源として極めて重要であることから、森林の保全・整備に係る財源を確保すること。

平成20年5月28日
全国知事会